

会議の公開・非公開の取り扱い

滋賀県土地収用事業認定審議会

滋賀県土地収用事業認定審議会運営規程第3条に係る会議の公開については、次のとおり取り扱うものとする。

1 会議の公開・非公開（全部または一部）について

会議の公開・非公開の判断については、審議前に、審議会運営規程第3条の規定に基づき、審議会として決定する。

2 答申（審議会決定事項）の公表について

答申は公表する。公表方法は、滋賀県のホームページへの掲載とする。

3 議事録、議事要旨の公表について

議事録は、公表はしない。

なお、議事要旨については公表するものとし、公表方法は、滋賀県のホームページへの掲載とする。

4 情報公開請求への対応について

審議会での意思決定後、審議会運営規程等により県がホームページにて公表した情報以外のものについては、滋賀県情報公開条例第6条の規定に基づき、取り扱う。

令和5年9月14日決定